

総合評価落札方式に係る 技術審査基準

令和 7 年 5 月

岐阜県県土整備部 技術検査課

施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件の留意事項について

本基準は、以下の基準・要領に記載された、総合評価落札方式における価格以外の評価項目の評価基準について解説するもので、令和7年5月1日以降に公告される案件から適用します。なお、共同企業体による入札参加の場合は、入札公告に特に記載がない限り、代表構成員に係る実績等を評価します。

- ・岐阜県発注工事における品質確保促進基準
(平成22年3月29日 技第1539号)
- ・岐阜県建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施要領
(平成28年3月29日 技第798号)
- ・岐阜県建設工事における簡易型（①・②）総合評価落札方式の実施要領
(平成28年3月29日 技第799号)
- ・岐阜県建設工事における簡易型（地域型）総合評価落札方式の実施要領
(平成28年3月29日 技第800号)
- ・岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成13年4月1日工検第9号）

1. 施工能力

（1）安全対策 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
安全対策	客観的指標 <u>による</u> 安全対策の実施可能性	・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、<u>直近</u>1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣 <u>又は</u> 岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1.5
		・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、<u>直近</u>1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置なし ・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、<u>直近</u>1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置あり	0
		・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、<u>直近</u>1か年度以内に県からの工事事務による入札参加資格停止措置あり	▲1.5

<留意事項>

- 労働安全衛生分野表彰制度が実施されて以降、入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」）までとします。
- 「労働安全衛生分野表彰」とは、次の3つの表彰・記録証が該当します。
 - ①安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰 又は 岐阜労働局長表彰
 - ②厚生労働省労働基準局長名の建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る）
 - ③厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証
- 共同企業体の構成員としての表彰歴も評価します。
- 「直近1か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って1か年度以内を指します。また、入札参加資格停止措置における停止期間の初日が、直近1か年度以内にあるかどうかで判断します。
（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）
- 「工事事務による入札参加資格停止措置あり」とは、工事事務の発生により、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第1第5号から第8号に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合に該当します。（「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」又は「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に基づく入札参加資格停止を受けた場合に限りします。）
- 安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰 又は 岐阜労働局長表彰については、被表彰者が、入札参加者の現役の社員である場合に該当します。

<確認書類>

- 労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等）
- 厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証の写し
- 安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と、入札参加者の関係が分かる資料

（2）主要資材 全工種に適用（選択項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
主要資材	県内での調達 <u>の意向</u>	主要工事材料は岐阜県産調達が可能	1.0
		主要工事材料の岐阜県産調達に努力	0

<留意事項>

- 「主要資材」は、発注工事毎に主要な3品目以内で設定します。
- 「主要資材」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。
（例：間知ブロック、ポーラスブロック、連節ブロック）
- 「岐阜県産」とは、岐阜県内で製造している資材を指しますが、材料の産地は問いません。
（例：生コンクリートを主要資材として設定した際の、セメントや骨材の産地は問いません。）
（例：アスファルト合材を主要資材として設定した際の、アスファルトや骨材の産地は問いません。）

○岐阜県外の業者が製造した資材を岐阜県内の業者が卸し・販売したものは「岐阜県産」に該当しません。

○受注者が入札時に「主要工事材料は岐阜県産調達が可能」と申告している場合、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止 及び 工事成績評定点の減点を行います。

技術提案型の場合は、入札参加資格停止 及び 工事成績評定点の減点を行うとともに入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

○「主要資材」を2品目以上設定している場合は、全ての品目で「岐阜県産」を使用していなければ、不履行とします。

< 確認書類 >

○原則として納品書の写し

(3) 環境配慮 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
環境配慮	I S O 認定取得の状況	IS09000S <u>及び</u> 14001取得済	1.0
		IS09000S又は14001取得済	0.5
		取得なし	0

< 留意事項 >

○基準日は申請期限日とします。

○認証範囲に申請者の事業所が含まれている（入札参加する営業所が認証されている）場合に限りです

< 確認書類 >

○I S O（9001、14001）の登録証付属書等、登録者名、住所、適用規格、認証範囲 及び 有効期限の記載がある資料の写し

(4-1) 技術所見 全工種に適用（簡易型②・技術提案型のみ）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
技術所見	施工上の課題又は配慮 <u>に対する提案</u>	十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、特に優れた工夫があるもの	5.0
		十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、優れた工夫があるもの	4.0
		記述はされており、その内容も現場状況に即した標準的工夫があるもの	3.0
		記述はされているが、その内容が現場状況に即した工夫が少ないもの	2.0
		記述が少なく、その内容も現場状況に即しておらず一般的で、工夫がないもの	1.0 又は 0

< 留意事項 >

○技術所見は、申請様式第2-4号又は2-5号に、A4サイズ片面1枚以内に簡潔か

つ要領よく記述してください。文字サイズは10ポイント以上を基本とします。なお、規定枚数を超過した以降の内容は評価しません。

- 参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくしてください。
- 提案項目を「項目」欄に記載してください。
- 提案項目は、1課題につき5項目以内とし、5項目を超過した場合については、提案項目の記載順に5項目までの内容で評価します。なお、単純工種工事（土工のみなど）については、1課題につき3項目以内とする場合がありますので、入札公告を確認してください。
- 提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。
- 提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。
- 通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しません。
- 技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料及び仕様の変更や、設計の変更は認められません。
（例：仕様は現場打擁壁であるが、工期短縮のためにプレキャスト擁壁で施工する）
（例：仕様は高炉セメントであるが、工期短縮のために早強セメントで施工する）
- 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者、土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められません。
- 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保及び確認できるものとします。
- 下記に示すような提案内容については、評価しません。
 - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの
（例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」）
 - ②提案の実行の有無が確認できないもの
（例：実行したことを、写真等で確認できないもの）
 - ③提案内容に明確な効果が認められないもの
 - ④提案の実行に確実性がないもの
（例：「監督員との協議により施工する」）
（例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない）
- 受注者が入札時に提案した技術所見は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止及び工事成績評定点の減点を行います。

< 確認書類 >

- 段階確認資料、写真、発注機関が確認書類として認めたもの

(4-2) 技術提案 全工種に適用（技術提案型のみ）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
技術提案	技術提案		10.0

<留意事項>

- 提案項目を「項目」欄に記載してください。
- 提案項目は、1 課題につき 5 項目以内かつ A 4 サイズ片面 1 枚以内に簡潔かつ要領よく記述してください。規定枚数を超過した以降の内容は評価しないものとし、また、5 項目を超過した場合については、提案項目の記載順に 5 項目までの内容で評価します。
- 技術提案の満点は、発注工事毎に異なりますが、概ね 10 点程度に設定します。
- 入札参加者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画（以下「技術提案書」という。）を提出してください。
- 技術提案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、発注者が示した標準案と比較した経済性等を評価します。
- 提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位が高いと認められる場合は高く評価します。
- 提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。
- 通常、一般的に実施されていると判断される提案、効果が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しません。
- 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められる提案は評価しません。
- 技術提案等の採用又は不採用は、入札参加資格の確認の通知に併せ通知します。
- 入札参加者が提出した技術提案に、加算点〔技術評価点〕付与が可能な提案が無い場合は、入札参加資格が無いものとして取り扱います。
- 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者、土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術提案は原則認められません。
- 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保 及び 確認できるものとします。
- 下記に示すような提案内容については、評価しません。
 - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの
（例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」）
 - ②提案の実行の有無が確認できないもの
（例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの）
 - ③提案内容に明確な効果が認められないもの
 - ④提案の実行に確実性がないもの
（例：「監督員との協議により施工する」）
（例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」 必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない）

○受注者が入札時に提案した技術提案は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止 及び 工事成績評定点の減点を行うとともに入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

< 確認書類 >

○段階確認資料、写真、発注機関が確認書類として認めたもの

2. 企業能力

(1) 工事成績評定点 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	土木一式工事（PC橋上部工工事を除く）、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点（岐阜県発注工事のみ対象）（工種限定あり）	80点以上	2.0
		75点以上80点未満	1.0
		75点未満又は実績なし	0

< 留意事項 >

○「直近3か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度以内を指します。

（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和4年度から令和6年度（令和4年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）

○「直近5か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度を指します。

（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和2年度から令和6年度（令和2年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）

○対象となる工事の定義は、申請様式第2－1号に記載してありますので、確認してください。

（例：岐阜県発注の土木一式工事）

○共同企業体の構成員としての施工実績も評価します。

○「直近3か年度以内」又は「直近5か年度以内」に、完成引き渡しの済んだ岐阜県発注工事の実績がない場合は、「実績なし」として評価します。また、工事成績評定結果通知書の無い少額な岐阜県発注工事のみの実績も、同様に「実績なし」と評価します。

○「工事成績評定点の平均点」は、少数第1位を切り捨てとします。

< 確認書類 >

○工事成績対象一覧

様式は下記URLからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/13464.html>

(2) 同種（類似）工事施工実績 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似） 工事施工実績	平成〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） ※工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない	同種工事の実績あり	1.0
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0

<留意事項>

- 「建築工事」とは、「建築一式」、営繕工事に係る「電気工事」「電気通信工事」「管工事」「とび・土工・コンクリート工事（解体工事）」「解体工事」を含みます。（以下「建築工事」という。）
- 「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は対象となりません。
ただし、建築工事に限り、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは65点以上のものに限る）についても、「同種（類似）工事」の対象とします。
（例：独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、日本下水道事業団）
- 「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。
（例：道路改良工事の土木一式工事で工事費3000万円以上の施工実績）
- 共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第2-1号に特に記載がない限り、全て評価します。
（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が〇〇%以上のものに限る）
（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で〇千万円以上のものに限る）
- 「同種（類似）工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が65点未満の場合は、「同種（類似）工事」の施工実績として認めません。
県工事の工事成績評定点については「岐阜県建設工事成績評定要領」に基づき情報提供しますので、工事成績評定結果を通知した発注機関にお問い合わせください。
- 「同種（類似）工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事成績評価点を65点以上あるものと見なします。

○申請様式２－１に記載する「同種（類似）工事」に建設業法に定める建設業許可業種を定義している場合、当該許可業種と工事实績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の工事カルテの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が異なる場合は原則工事实績として認めません。さらに、「同種（類似）工事」の工種の定義が、建設業法に定める２７の専門工事（土木一式工事、建築一式工事以外の工事）である場合の工事实績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の工事カルテによる確認の取扱いとは下記のとおりとします

- ・県工事の場合：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が「土木一式工事」、「建築一式工事」である場合は専門工事の施工実績として認めません。

- ・国工事の場合：県工事と同様とします。

また、国の発注部局が規定する「本件登録工事の入札資格区分」に対応する建設業工事（許可）の種類と、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」（※）が合致しない場合は原則工事实績として認めませんが、工事实績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の工事カルテが誤りであり、正しくは定義した工事であることを証明できる場合に限り、工事实績として認めます。

（※）国土交通省の場合：「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引」表－６「工事種別と建設工事（許可）の種類に対応」などを参照してください。

< 確認書類 >

○同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）

○工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し

○同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

（３）スタッフ数 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
スタッフ数	常勤雇用の従業員数 <u>及び</u> 国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数 15 名以上、 <u>かつ</u> <u>国家資格を有する技術者数 5 名以上</u>	1.5
		常勤雇用の従業員数 10 名以上、 <u>かつ</u> <u>国家資格を有する技術者数 5 名以上</u>	1.0
		常勤雇用の従業員数 10 名以上又は国家資格を有する技術者数 5 名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数 10 名未満、 <u>かつ</u> <u>国家資格を有する技術者数 5 名未満</u>	0

< 留意事項 >

○基準日は直近の 7 月 1 日とします。ただし、申請期限日が直近の 7 月 1 日から 7 月 10 日の間にある場合は、基準日をその前年の 7 月 1 日とします。

○対象となる「常勤雇用の従業員」は申請者が加入する保険の被保険者とします。

○対象となる「国家資格」の定義は、申請様式第2－1号に記載してありますので、確認してください。

（例：技術士、1級又は2級土木施工管理技士）

○「国家資格を有する技術者数」は、1人の技術者が複数の資格を有していたとしても、延べ人数ではなく、実数（1人）として算出してください。

< 確認書類 >

- 常勤雇用の従業員数については、直近の7月1日の状況で年金事務所に提出した「被保険者報酬月額算定基礎届」に基づく直近の「適用事業所関係事項確認書」、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し又は直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しでも可とします。その他、常勤雇用の従業員が高齢者である場合には、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」又は「後期高齢者被保険者証」の写しと「賃金台帳」の写しでも可とします。
- 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）、合格証明書の写し、建設業法第27条に基づく資格（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします。
- 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」による提出は、直近の7月1日時点での内容と変更がなく、かつ同業種の資格保有者を5名以上雇用している場合に限ります。

（4－1）優良工事施工者表彰歴 土木工事等・建築工事・PC上部工工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴（工種限定あり）	部長 <u>による</u> 表彰歴あり	1.0
		現地機関の長（ <u>本庁各課長</u> を含む）による表彰歴あり	0.5
		表彰歴なし	0

< 留意事項 >

○「直近5か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度以内を指します。

（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和2年度から令和6年度（令和2年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）

○対象となるのは表彰された年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではありません。

○対象となる工事の定義は、申請様式2－1号に記載してありますので、確認してください。

（例）①建築、電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事を除く（建築一式工事、電気、管、機械器具設置工事、電気通信工事を除くすべて）

②建築工事に限る（建築一式工事に限る）

③電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事に限る（電気、管、機械器具設置工事、電気通信工事に限る）

○共同企業体の構成員としての表彰歴も評価します。

< 確認書類 >

○岐阜県優良工事施工者表彰状の写し

(4-2) 優良工事施工者表彰歴 鋼構造物工事等に適用(標準項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴 (工種限定あり)	単体で参加の場合、部長による表彰歴あり	1.0
		J Vで参加の場合 ・代表構成員が部長による表彰歴あり ・代表構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり	
		単体で参加の場合、現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり	0.5
		J Vで参加の場合 ・代表構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり ・代表構成員が表彰歴なし、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり	
		単体で参加の場合、表彰歴なし	0
		J Vで参加の場合 ・代表構成員が表彰歴なし、かつ、その他の構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり ・全ての構成員が表彰歴なし	

< 留意事項 >

○「直近5か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度以内を指します。

(例：入札公告日が令和7年度の場合、令和2年度から令和6年度(令和2年4月1日から令和7年3月31日)までとします。)

○対象となるのは表彰された年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではありません。

○対象となる工事の定義は、申請様式2-1号に記載してありますので、確認してください。

○共同企業体の構成員としての表彰歴も評価します。

○J Vを組んで入札に参加する場合の評価点については、次のとおり取り扱います。

①評価点1. 0点の組み合わせ

- ・全ての構成員が部長による表彰歴あり
- ・代表構成員が部長による表彰歴あり、かつ、その他の構成員が現地機関の長※による表彰歴あり
- ・代表構成員が部長による表彰歴あり、かつ、その他の構成員が現地機関の長※による表彰歴なし
- ・代表構成員が現地機関の長※による表彰歴あり、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり

②評価点 0.5 点の組み合わせ

- ・代表構成員が現地機関の長※による表彰歴なし、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり
- ・全ての構成員が現地機関の長※による表彰歴あり
- ・代表構成員が現地機関の長※による表彰歴あり、かつ、その他の構成員が表彰歴なし

③評価点 0 点の組み合わせ

- ・代表構成員が現地機関の長※による表彰歴なし、かつ、その他の構成員が現地機関の長※による表彰歴あり
- ・全ての構成員が現地機関の長※による表彰歴なし

※現地機関の長には、本庁各課長による表彰歴を含みます。

< 確認書類 >

- 岐阜県優良工事施工者表彰状の写し

(5) 機械保有状況 土木工事等に適用（選択項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
機械保有状況	当該工事に関する主要建設機械の保有状況	全て自社保有（長期リースによる保有を含む）あり	1.5
		自社保有（長期リースによる保有を含む）又は短期リースによる保有あり	0.75
		保有なし	0

< 留意事項 >

- 「主要建設機械」は、発注工事毎に主要な 3 機種以内で設定します。
 - 「主要建設機械」の定義は、申請様式第 2 - 1 号に記載してありますので、確認してください。
(例：バックホウ山積 0.8 m³、ダンプトラック 10 t 積)
 - 「主要建設機械」は、本工事の現場で使用しなくても加点の対象となります。
 - 「主要建設機械」は、指定された機種毎に 1 台以上保有又はリースしていれば、加点の対象となります。
 - 「自社保有」は、申請期限日時時点で自社保有していれば、加点の対象となります。
 - 「長期リース」とはリース期間が 3 年以上のものを対象とします。
 - 「（長期又は短期）リースによる保有」は、本工事の工期の一部にリース期間が重なっていれば、加点の対象となります。
 - 「リース」は加点の対象となりますが、「レンタル」は加点の対象となりません。
 - 「（長期又は短期）リースによる保有あり」とは、受注者自身がリースする場合は加点の対象となりますが、下請負業者がリースする場合は加点の対象となりません。
 - 受注者が入札時に「（長期又は短期）リースによる保有あり」と申告している場合で、落札者決定前に状況が確認できない場合には、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止 及び 工事成績評定点の減点を行います。
- 技術提案型の場合は、入札参加資格停止 及び 工事成績評定点の減点を行うとともに入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

○「主要建設機械」を2機種以上設定してあり、受注者が入札時に「自社保有（長期リースによる保有を含む）又は短期リースによる保有あり」と申告している場合、全ての機種を保有又はリースしていなければ、不履行とします。

○ダンプトラック10t積とは、車両総重量（荷物と本体の重量）が19t台のものです。

（製造メーカーにより車体の重さが違うため、最大積載重量が9.5tや9.9tのものがあります）

< 確認書類 >

○自社保有については、機械整備点検表（申請期限日から1年以内（不整地運搬車は2年以内）に点検した証明があるもの）の写し、又は自動車保険証（保険期間に申請期限日を含むもの）の写し、又は自動車検査証（有効期限が申請期限日より後のもの）の写し

○リースについては、契約書の写し

3. 配置予定技術者の能力

○配置予定技術者として最大3名の候補技術者を記載することもできますが、配置予定技術者の評価は、実績及び資格等の評価が最も低いと判断される者の評価値を、その入札参加者の「配置予定技術者の能力」の評価値とします。

（1）同種（類似）工事施工実績 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象）	同種工事の実績あり	1.0
	（建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象）	類似工事の実績あり	0.5
	（主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が6.5点未満のものは実績として認めない	上記実績なし	0

< 留意事項 >

○配置予定技術者が「主任技術者」、「監理技術者」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した実績のみを対象とします。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された「主任技術者」、「監理技術者」、又は「監理技術者補佐」とは別に追加を義務付けられた技術者として従事した実績は対象となりません。

○主任技術者、監理技術者として従事した実績には、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の適用を受けた専任特例 1 号、2 号の適用を受けた専任特例 2 号（令和 2 年 10 月 1 日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び同法第 26 条の 5 の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含みます。

○「建築工事」とは、「建築一式」、営繕工事に係る「電気工事」「電気通信工事」「管工事」「とび・土工・コンクリート工事（解体工事）」「解体工事」を含みます。（以下「建築工事」という。）

○「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社及び市町村等が発注した工事は対象となりません。

ただし、建築工事に限り、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第 18 条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは 65 点以上のものに限る）についても、「同種（類似）工事」の対象とします。

（例：独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、日本下水道事業団）

○「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第 2－1 号に記載してありますので、確認してください。

（例：道路改良工事の土木一式工事で工事費 3000 万円以上の施工実績）

○共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第 2－1 号に特に記載がない限り、全て評価します。

（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が〇〇%以上のものに限る）

（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で〇千万円以上のものに限る）

○工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者の実績は、担当した期間を工期（一時中止期間を除く）で除した割合に最終契約金額（最終施工量）を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額：1 億円

工 期：200 日間

技術者 A：120 日間担当

技術者 B：80 日間担当



技術者 A の実績＝1 億円×120 日間／200 日間＝6 千万円

技術者 B の実績＝1 億円×80 日／200 日間＝4 千万円

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工で技術者が途中で交代することが止むを得ないような場合は、上記の取り扱いが当てはまらないこともありますので、発注機関に確認してください。

また、複数年債務負担によるトンネル工事においては、契約期間に対して早期に主要な工種を完成させた場合等、契約期間と出来高率に著しく乖離があることから、最終請負金額に対して出来高率を乗じて算出した値としますので、発注機関に確認してください。

例：最終契約金額 3 億円、トンネル工事の場合（3 か年債務工事の場合）

工 期：9 0 0 日間

技術者 A：6 0 0 日間、出来高 9 0 %

技術者 B：3 0 0 日間、出来高 1 0 %



技術者 A の実績 = 3 億円 × 9 0 % = 2. 7 億円

技術者 B の実績 = 3 億円 × 1 0 % = 0. 3 億円

※ 出来高率が把握できる資料（工事履行報告書、実施工程表等）を提出してください。

- 「同種（類似）工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が 6 5 点未満の場合は、「同種（類似）工事」の施工実績として認めません。

県工事の工事成績評定点については「岐阜県建設工事成績評定要領」に基づき情報提供しますので、工事成績評定結果を通知した発注機関にお問い合わせください。

- 「同種（類似）工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事評価点を 6 5 点以上あるものと見なします。
- 申請様式 2－1 に記載する「同種（類似）工事」に建設業法に定める建設業許可業種を定義している場合、当該許可業種と工事实績情報システム（C O R I N S）の工事カルテの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が異なる場合は原則工事实績として認めません。さらに、「同種（類似）工事」の工種の定義が、建設業法に定める 2 7 の専門工事（土木一式工事、建築一式工事以外の工事）である場合の工事实績情報システム（C O R I N S）の工事カルテによる確認の取扱いは下記のとおりとします

- ・県工事の場合：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が「土木一式工事」、「建築一式工事」である場合は専門工事の施工実績として認めません。

- ・国工事の場合：県工事と同様とします。

また、国の発注部局が規定する「本件登録工事の入札資格区分」に対応する建設業工事（許可）の種類と、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」（※）が合致しない場合は原則工事实績として認めませんが、工事实績情報システム（C O R I N S）の工事カルテが誤りであり、正しくは定義した工事であることを証明できる場合に限り、工事实績として認めます。

（※）国土交通省の場合：「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引」表－6「工事種別と建設工事（許可）の種類対応」などを参照してください。

< 確認書類 >

- 同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（C O R I N S）の工事カルテの写し又は該当実績を証明する書類（契約書等）
- 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し
- 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

（２－１）保有資格 建築工事以外に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士、技術士又はME、かつ、自然工法管理士	1.5
		1 級土木施工管理技士、技術士又はME	1.0
		2 級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士	0.5
		上記以外	0

< 留意事項 >

- 基準日は、申請期限日とします。
- 上記評価基準に記載してある保有資格は標準設定です。加点の対象となる保有資格の定義は、案件毎に異なります。申請様式第 2－2 号にて確認してください。
- 「ME」とは、岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME 認定試験に合格した者のことです。
- 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、は装工事に限り、「建設機械施工技士」の資格を「土木施工管理技士」の資格と同等の取り扱いとします。

< 確認書類 >

- 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し
建設業法第 27 条に基づく資格（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします
- MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明証の写し
- 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し

（２－２）保有資格 建築工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	1 級建築施工管理技士、かつ、1 級建築士	1.0
		1 級建築施工管理技士又は 1 級建築士	0.5
		上記以外	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

○上記評価基準に記載してある保有資格は標準設定です。加点の対象となる保有資格の定義は、案件毎に異なります。申請様式第2-2号にて確認してください。

<確認書類>

○国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し

建設業法第27条に基づく資格（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします。

（3-1）継続教育（CPD）の取組 建築工事以外の工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育（CPD）の取組	主任技術者又は監理技術者が 直近2か年度以内に取得した各 団体が発行するCPDの単位 の合計 <u>（単位＝ユニット）</u>	20単位以上	0.5
		10単位以上	0.25
		10単位未満又は取得なし	0

<留意事項>

○「直近2か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度以内を指します。

（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和5年度から令和6年度（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）とします。）

○各団体により、単位表示とユニット表示がありますが、単位＝ユニットとして扱います。

<確認書類>

○各団体（建設系 CPD 協議会等）が発行する学習履歴の証明書の写し。また、「岐阜県土木施工管理技士会が発行するCPDS学習履歴証明書」の写しでも可とします。

（3-2）継続教育（CPD）の取組 建築工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育（CPD）の取組	主任技術者又は監理技術者が 直近2か年度以内に取得した建 築関係の各団体が発行するCP Dの単位の合計 <u>（単位＝ユニット）</u>	20単位以上	0.5
		10単位以上	0.25
		10単位未満又は取得なし	0

<留意事項>

○「直近2か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度以内を指します。

（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和5年度から令和6年度（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）とします。）

○各団体により、単位表示とユニット表示がありますが、単位＝ユニットとして扱います。

< 確認書類 >

- 建築関係の各団体（（公社）日本建築士会連合会、（公財）建築技術教育普及センター、岐阜県建築施工管理技士会、（一財）建設業振興基金）が発行する学習履歴の証明書の写し

4. 地域要件

（１－１）営業拠点 土木工事等・建築工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の状況	同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	1.0
		同一管内（同一市町村内を除く）に本店あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）に本店あり	0.5
		岐阜県内に支店又は営業所あり	0.25
		上記以外	0

< 留意事項 >

- 基準日は、申請期限日とします。
- 上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準の定義は、案件毎に異なります。申請様式第２－３号にて確認してください。
- 営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第３条第１項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。

< 確認書類 >

- 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていない営業所の場合は、次のとおり発注者が確認します。

- ①国土交通大臣許可の場合、中部地方整備局ホームページの下記アドレスで確認
<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>
ただし、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされていない場合は、国土交通省から交付される証明書の写し
- ②都道府県知事許可の場合、岐阜県ホームページの下記アドレスで確認
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/549.html>

（１－２）営業拠点 鋼構造物工事等に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の状況	単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり	2.0

		J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店あり ・代表構成員が岐阜県内に支店 <u>又は</u> 営業所あり、かつ、 <u>その他</u> の構成員が岐阜県内に本店あり	
		単体で参加の場合、岐阜県内に支店 <u>又は</u> 営業所あり	1.0
		J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に支店 <u>又は</u> 営業所あり ・代表構成員が県内に本店、 <u>支店</u> <u>又は</u> 営業所なし、かつ、 <u>その他</u> の構成員が岐阜県内に本店あり <u>上記以外</u>	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

○営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。

○J Vを組んで入札に参加する場合の評価点については、次のとおり取り扱います。

①評価点2.0点の組み合わせ

- ・全ての構成員が岐阜県内に本店あり
- ・代表構成員が岐阜県内に本店あり、かつ、その他の構成員が岐阜県内に支店 又は 営業所あり
- ・代表構成員が岐阜県内に本店あり、かつ、その他の構成員が岐阜県内に本店、支店 又は 営業所なし
- ・代表構成員が岐阜県内に支店 又は 営業所あり、かつ、その他の構成員が岐阜県内に本店あり

②評価点1.0点の組み合わせ

- ・代表構成員が岐阜県内に本店、支店 又は 営業所なし、かつ、その他の構成員が岐阜県内に本店あり
- ・全ての構成員が岐阜県内に支店 又は 営業所あり
- ・代表構成員が岐阜県内に支店 又は 営業所あり、かつ、その他の構成員が岐阜県内に本店、支店 又は 営業所なし

③評価点0点の組み合わせ

- ・代表構成員が岐阜県内に本店、支店 又は 営業所なし、かつ、その他の構成員が岐阜県内に支店 又は 営業所あり
- ・全ての構成員が岐阜県内に本店、支店 又は 営業所なし

<確認書類>

○岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていない営業所の場合は、次の書類で確認します。

①国土交通大臣許可の場合、中部地方整備局ホームページの下記アドレスで確認

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

ただし、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る

許可の処分がなされていない場合は、国土交通省から交付される証明書の写し

②都道府県知事許可の場合、岐阜県ホームページの下記アドレスで確認

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/549.html>

(1-3) 営業拠点 PC上部工工事に適用(標準項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の状況	岐阜県内に本店あり	2.0
		岐阜県内に支店又は営業所あり	1.0
		上記以外	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

○営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。

<確認書類>

○岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていない営業所の場合は、次の書類で確認します。

①国土交通大臣許可の場合、中部地方整備局ホームページの下記アドレスで確認

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

ただし、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされていない場合は、国土交通省から交付される証明書の写し

②都道府県知事許可の場合、岐阜県ホームページの下記アドレスで確認

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/549.html>

(2-1) 災害協定参加等 土木工事等・建築工事・PC上部工工事に適用(標準項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2.0
		岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	1.0
		岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	0.5
		上記以外	0

<留意事項>

○BCM認定の基準日は、申請期限日とします。

○災害協定への参加の基準日は、申請期限日とします。

○「BCM認定」は、下記URLより確認してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62580.html>

○「岐阜県との協定」は、下記URLより確認してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5511.html>

- 「岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（以下、「建設４部」という。）を除く）との協定」以外であっても、岐阜県知事と協定を締結し、協定内容が社会基盤の応急復旧に密接に関係しているものであって、建設４部との間で災害応援体制がとられている場合には、建設４部との協定と同等の取扱いとします。
- 「直近５か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って５か年度以内を指します。
（例：入札公告日が令和７年度の場合、令和２年度から令和６年度（令和２年４月１日から令和７年３月３１日）までとします。）
- 「同等の活動実績」とは、「災害時の貢献活動について災害協定と同等と認められる活動内容」とします。
- 「岐阜県内市町村との協定」とは、災害時における岐阜県内市町村との応援協定としますが、該当するかどうかは、発注機関に確認してください。

< 確認書類 >

- ＢＣＭ認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類
「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」の認定を受けている各協会等からの証明書（入札公告日の属する年度に証明されたもの、写しでも可）及び岐阜県が各協会等に発行した認定証の写し
- 協定については、岐阜県または県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類
「災害時応援協力に関する協定」へ参加している各協会等からの証明書（写しでも可）、もしくは直近の経営事項審査時に提出した証明書の写しでも可とします。
- 岐阜県知事と災害応援協定を締結し、建設４部の協定と同等の評価を受けようとする場合は、県土整備部で設置している「災害応援協定連絡会議」に構成員として参加していることや、建設４部と災害時における応援協力の連携強化等を目的とした連絡調整を定期的に行っていることが確認できる書類。
- 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類

（２－２）災害協定参加等 鋼構造物工事等に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績	単体で参加の場合、岐阜県建設業広域ＢＣＭの認定あり ----- ＪＶで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県建設業広域ＢＣＭの認定あり ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>又は</u> 都市建築部に限る） <u>との協定</u> に参加あり又は直近５	2.0

		か年度 <u>以内に</u> 同等の活動実績あり、かつ、 <u>その他の</u> 構成員が岐阜県建設業広域ＢＣＭの認定あり	
		J Vで参加の場合 ・代表構成員及びその他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>又は</u> 都市建築部に限る） <u>との協定</u> に参加あり又は直近５か年度 <u>以内に</u> 同等の活動実績あり ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>及び</u> 都市建築部を除く） <u>若しくは</u> 岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近５か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 <u>その他の</u> 構成員が岐阜県建設業広域ＢＣＭの認定あり	1.5
		単体で参加の場合、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>又は</u> 都市建築部に限る） <u>との協定</u> に参加あり又は直近５か年度 <u>以内に</u> 同等の活動実績あり	1.0
		J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>又は</u> 都市建築部に限る） <u>との協定</u> に参加あり又は直近５か年度 <u>以内に</u> 同等の活動実績あり、かつ、 <u>その他の</u> 構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>及び</u> 都市建築部を除く） <u>若しくは</u> 岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近５か年度以内に同等の活動実績あり ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>又は</u> 都市建築部に限る） <u>との協定</u> に参加あり又は直近５か年度 <u>以内に</u> 同等の活動実績あり、かつ、 <u>その他の</u> 構成員が参加なし又は活動実績なし ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>及び</u> 都市建築部を除く） <u>若しくは</u> 岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近５か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 <u>その他の</u> 構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>又は</u> 都市建築部に限る） <u>との協定</u> に参加あり又は直近５か年度 <u>以内に</u> 同等の活動実績あり ・代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、 <u>その他の</u> 構成員が岐阜県建設業広域ＢＣＭの認定あり	

		単体で参加の場合、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>及び</u> 都市建築部を除く） <u>若しくは</u> 岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	0.5
		J Vで参加の場合 ・代表構成員及びその他構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>及び</u> 都市建築部を除く） <u>若しくは</u> 岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり ・代表構成員が、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>及び</u> 都市建築部を除く） <u>若しくは</u> 岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、 <u>かつ</u> 、その他の構成員が参加なし又は活動実績なし ・代表構成員が参加なし又は活動実績なし、 <u>かつ</u> 、その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 <u>又は</u> 都市建築部に限る） <u>との協定</u> に参加あり又は直近5か年度 <u>以内に</u> 同等の活動実績あり	
		<u>上記以外</u>	0

<留意事項>

- BCM認定の基準日は、申請期限日とします。
- 災害協定への参加の基準日は、申請期限日とします。
- 「BCM認定」は、下記URLより確認してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62580.html>
- 「岐阜県との協定」は、下記URLより確認してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5511.html>
- 「岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（以下、「建設4部」という。）を除く）との協定」以外であっても、岐阜県知事と協定を締結し、協定内容が社会基盤の応急復旧に密接に関係しているものであって、建設4部との間で災害応援体制がとられている場合には、建設4部との協定と同等の取扱いとします。
- 「直近5か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度以内を指します。
（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和2年度から令和6年度（令和2年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）
- 「同等の活動実績」とは、「災害時の貢献活動について災害協定と同等と認められる活動内容」とします。
- 「岐阜県内市町村との協定」とは、災害時における岐阜県内市町村との応援協定としますが、該当するかどうかは、発注機関に確認してください。

○ J Vを組んで入札に参加する場合の評価点については、次のとおり取り扱います。

①評価点 2 . 0 点の組み合わせ

- ・全ての構成員が岐阜県建設業広域 B C M の認定あり
- ・代表構成員が岐阜県建設業広域 B C M の認定あり、かつ、 その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近 5 か年度 以内に 同等の活動実績あり
- ・代表構成員が岐阜県建設業広域 B C M の認定あり、かつ、 その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度以内に同等の活動実績あり
- ・代表構成員が岐阜県建設業広域 B C M の認定あり、かつ、 その他の構成員が参加なし又は活動実績なし
- ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近 5 か年度 以内に 同等の活動実績あり、かつ、 その他の構成員が岐阜県建設業広域 B C M の認定あり

②評価点 1 . 5 点の組み合わせ

- ・代表構成員及びその他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近 5 か年度 以内に 同等の活動実績あり
- ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 その他の構成員が岐阜県建設業広域 B C M の認定あり

③評価点 1 . 0 点の組み合わせ

- ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近 5 か年度 以内に 同等の活動実績あり、かつ、 その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度以内に同等の活動実績あり
- ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近 5 か年度 以内に 同等の活動実績あり、かつ、 その他の構成員が参加なし又は活動実績なし
- ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近 5 か年度 以内に 同等の活動実績あり
- ・代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、 その他の構成員が岐阜県建設業広域 B C M の認定あり

④評価点 0 . 5 点の組み合わせ

- ・代表構成員及びその他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度以内に同等の活動実績あり
- ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 その他の構成員が参加なし又は活動実績なし
- ・代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、 岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近 5 か年度 以内に 同等の活動実績あり

⑤評価点 0 点の組み合わせ

- ・代表構成員が、参加なし又は活動実績なし、かつ、 その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部 及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度以内に同等の活動実績あり

- ・全ての構成員が参加なし又は活動実績なし

< 確認書類 >

- B C M 認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類
「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」の認定を受けている各協会等からの証明書（入札公告日の属する年度に証明されたもの、写しでも可）及び岐阜県が各協会等に発行した認定証の写し
- 協定については、岐阜県または県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類
「災害時応援協力に関する協定」へ参加している各協会等からの証明書（写しでも可）若しくは直近の経営事項審査時に提出した証明書の写しでも可とします。
- 岐阜県知事と災害応援協定を締結し、建設 4 部の協定と同等の評価を受けようとする場合は、県土整備部で設置している「災害応援協定連絡会議」に構成員として参加していることや、建設 4 部と災害時における応援協力の連携強化等を目的とした連絡調整を定期的に行っていることが確認できる書類。
- 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類

（ 3 - 1 ） ボランティア活動 土木工事等・建築工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近 1 か年度以内の活動 <u>実績</u>	同一市町村内（旧市町村内）での実績あり	1.0
		同一管内（同一市町村内を除く）での実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0

< 留意事項 >

- 「直近 1 か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って 1 か年度以内を指します。
（例：入札公告日が令和 7 年度の場合、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）とします。）
- 「活動」とは、1 回以上の活動とします。
- 上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第 2 - 3 号にて確認してください。
- 「ボランティア活動」とは、企業として、次のような活動を行った場合に対象となります。
 - ① 社会資本（道路、河川、公園等）に対する岐阜県との協定により行った活動
（例：ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動、横断歩道点検及び清掃に関する協定に基づく活動）
 - ② 岐阜県、県内市町村又は任意団体等が主催する社会資本（道路、河川、公園等）に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動

○次のような活動は、「ボランティア活動」として認めません。

- A 有償の活動
- B 災害協定参加等において加点される活動
- C 岐阜県外で行った活動
- D 個人として参加した活動
- E 自らの会社が主体となって立ち上げた協議会等が主催するボランティア活動

< 確認書類 >

○次の書類により確認します。

- ①については、活動実績の写し（ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動の場合は、年間活動報告書【様式3】と作業写真2枚程度、その他の活動は【様式3】に準ずる内容の報告書と作業写真2枚程度）
- ②については、主催団体の活動実績証明書（写しでも可）、表彰状又は感謝状等の写し（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行した証明書（写しでも可））

（3-2）ボランティア活動 鋼構造物工事・PC上部工工事等に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近1か年度以内の活動 実績	岐阜県内での実績あり	1.0
		岐阜県内での実績なし	0

< 留意事項 >

○「直近1か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って1か年度以内を指します。

（例：入札公告日が令和 **7** 年度の場合、令和 **6** 年度（令和 **6** 年4月1日から令和 **7** 年3月31日まで）とします。）

○「ボランティア活動」とは、企業として、次のような活動を行った場合に対象となります。

- ① 社会資本（道路、河川、公園等）に対する岐阜県との協定により行った活動
（例：ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動、横断歩道点検及び清掃に関する協定に基づく活動）
- ② 岐阜県、県内市町村又は任意団体等が主催する社会資本（道路、河川、公園等）に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動

○次のような活動は、「ボランティア活動」として認めません。

- A 有償の活動
- B 災害協定参加等において加点される活動
- C 岐阜県外で行った活動
- D 個人として参加した活動
- E 自らの会社が主体となって立ち上げた協議会等が主催するボランティア活動

< 確認書類 >

○次の書類により確認します。

- ①については、活動実績の写し（ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動の場合は、年間活動報告書【様式3】と作業写真2枚、上記以外の活動は【様式

3】に準ずる内容の報告書と作業写真2枚)

②については、主催団体の活動実績証明書（写しでも可）、表彰状又は感謝状等の写し（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行した証明書（写しでも可））

（４－１）近隣地域施工実績 土木工事等に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
近隣地域施工実績	令和〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象）	同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり	1.0
		同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0

<留意事項>

- 「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は加点の対象となりません。
- 「施工実績」とは、工種、金額は問いません。
- 上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第2－3号にて確認してください。
- 共同企業体の構成員としての施工実績も評価します。
- 「施工実績」の施工範囲が複数の行政区域（市町村等）に及んでいる場合、施工範囲となっている全ての行政区域（市町村等）について、加点の対象となります。

<確認書類>

- 工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しでも可とします。

（４－２）近隣地域施工実績 建築工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
近隣地域施工実績	平成〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 （国、岐阜県、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは6.5点以上のものに限る）のみ対象）	同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり	1.0
		同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0

<留意事項>

- 「国及び岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは65点以上のものに限り）のみ対象」なので、公団、公社、市町村等が発注した工事は加点の対象となりません。
- 「施工実績」とは、工種、金額は問いません。
- 上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第2－3号にて確認してください。
- 共同企業体の構成員としての施工実績も評価します。
- 「施工実績」の施工範囲が複数の行政区域（市町村等）に及んでいる場合、施工範囲となっている全ての行政区域（市町村等）について、加点の対象となります。

<確認書類>

- 工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しでも可とします。

（４－３）近隣地域施工実績 鋼構造物工事・ＰＣ上部工工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
近隣地域施工実績	令和〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (岐阜県発注工事のみ対象)	岐阜県内での施工実績あり	1.0
		岐阜県内での施工実績なし	0

<留意事項>

- 岐阜県発注工事のみ対象となります。
- 「施工実績」とは、工種、金額は問いません。
- 共同企業体の構成員としての施工実績も評価します。
- 「施工実績」の施工範囲が複数の行政区域（市町村等）に及んでいる場合、施工範囲となっている全ての行政区域（市町村等）について、加点の対象となります。

<確認書類>

- 工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しでも可とします。

（５）除雪業務等の受託実績 土木工事等（法面工事を除く）に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
除雪業務等の受託実績	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする。	同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2.0
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1.0

		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0

<留意事項>

○「直近2か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度以内を指します。

(例：入札公告日が令和7年度の場合、令和5年度から令和6年度（令和5年4月1日から令和7年3月31日）までとします。)

○「除排雪又は凍結防止剤散布業務」とは、除雪業務、運搬排雪業務及び凍結防止剤散布業務が該当します。

○岐阜県と協同組合が契約している場合は、契約している協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員も加点の対象とします。

○岐阜県と共同企業体が契約している場合は、実業務を行う構成員を加点の対象とします。

○「岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり」とは、岐阜県と直接契約している場合のほか、岐阜県と岐阜県内市町村が契約したうえで、当該市町村から岐阜県管理道路の除排雪又は凍結防止剤散布業務を請け負っている場合も該当します。

○「岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり」とは、国又は岐阜県内市町村と契約し、岐阜県内の国道又は市町村道の除排雪又は凍結防止剤散布業務を請け負っている場合とします。

○国又は岐阜県内市町村と協同組合が契約している場合は、契約している協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員も加点の対象とします。ただし、岐阜県内の国道又は市町村道を担当している場合に限りです。

○国又は岐阜県内市町村と共同企業体が契約している場合は、実業務を行う構成員を加点の対象とします。ただし、岐阜県内の国道又は市町村道を担当している場合に限りです。

<確認書類>

○国、県又は市町村との契約書等の写し

(6) 応急危険度判定士の登録者数 建築工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
応急危険度判定士の登録者	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	5名以上	1.0
		2名以上5名未満	0.5
		2名未満	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

<確認書類>

○岐阜県知事が発行する応急危険度判定士登録証の写し

(7-1) 製作拠点 鋼構造物工事等に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
------	------	------	-----

製作拠点	県内自社製作工場の <u>状況</u>	単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり	1.0
		J Vで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	
		J Vでの参加の場合、その他の構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	0.5
		単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし	0
		J Vで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場なし	

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

○鋼製桁、鋼製水門（堰）、鋼製樋門、鋼製樋管、鋼製陸閘、鋼製スリット、耐震鋼製ブラケット、補強用鋼板の他、これに類する鋼構造物工事で使用する主要資材を製作する工場に限ります。

○本工事の現場で使用しなくても加点の対象となります。

<確認書類>

○パンフレット（写しでも可）、ホームページの写し、不動産登記事項証明書の写し等

（７－２）製作拠点 P C 上部工工事に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
製作拠点	県内自社製作工場の <u>状況</u>	岐阜県内に自社製作工場あり	1.0
		岐阜県内に自社製作工場なし	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

○P C 桁の製作工場に限ります。

○本工事の現場で使用しなくても加点の対象となります。

<確認書類>

○パンフレット（写しでも可）、ホームページの写し、不動産登記事項証明書の写し等

（８）休日及び夜間の道路維持作業の実績

土木工事等（法面工事を除く）に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近３か年度以内の <u>岐阜</u> 県管理道路の道路維持業務（除排雪 <u>及び</u> 凍結防止剤散布業務を除く） <u>又は</u> 異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日 <u>若しくは</u> 夜間に維持作業等を実施した実績	同一土木事務所管内での実績あり（元請け <u>としての実績</u> ）	1.0
		同一土木事務所管内以外での実績あり（元請け <u>としての実績</u> ）	0.75
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力 <u>した実績</u> ）	0.5
		同一土木事務所管内以外での実績あり	0.25

		(協力要請により下請けとして協力した実績)	
		実績なし	0

<留意事項>

○「直近3か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度以内を指します。

(例：入札公告日が令和7年度の場合、令和4年度から令和6年度（令和4年4月1日から令和7年3月31日）までとします。)

○「岐阜県管理道路の道路維持業務」とは、各土木事務所が発注する道路維持修繕業務委託工事に類する工事※が該当します。

※休日、夜間を含めた24時間体制を構築し、県管理道路の緊急性を要する業務を実施するもの。

○「異常気象時の通行規制業務」とは、各土木事務所が委託する「異常気象時の通行規制業務委託」が該当します。

○「休日」とは、官公庁の休日とします。

○「夜間」とは、夕方17:15から翌朝8:30までとします。

○「協力要請により下請けとして協力した実績」とは、岐阜県から「岐阜県管理道路の道路維持業務」を直接請負った者（元請負人）が岐阜県に提出した施工体系図に下請負人として記載された者であって、かつ元請負人から依頼され、当該作業を行った場合に該当します。

○「協力要請により下請けとして協力した実績」とは、2次下請け以降も対象となります。

○災害協定に基づく「休日又は夜間」の作業は、加点の対象となりません。

○岐阜県と共同企業体が契約している場合は、実業務を行った構成員を加点の対象とします。

<確認書類>

○次の2つの書類により確認します。

①岐阜県管理道路の道路維持業務の契約書又は通行規制管理業務委託契約書の写し

②休日又は夜間の道路維持業務の完了報告書の写し又は通行規制モニター業務報告書の写し（作業指示書を含む、作業写真は2枚程度、下請け又はJV構成員としての作業の場合は、元請人又は代表構成員による証明）

(9) 休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績

土木工事等（法面工事を除く）に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度以内の岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績	同一土木事務所管内での実績あり（元請けとしての実績）	0.5
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力した実績）	0.25
		実績なし	0

<留意事項>

- 「直近3か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度以内を指します。

(例：入札公告日が令和7年度の場合、令和4年度から令和6年度（令和4年4月1日から令和7年3月31日）までとします。)

- 「岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務」とは、各土木事務所が発注する河川維持修繕業務委託もしくは砂防維持修繕業務委託に類する工事※が該当します。

※休日、夜間を含めた24時間体制を構築し、県管理の河川もしくは砂防指定地等の緊急性を要する業務を実施するもの。

- 「休日」とは、官公庁の休日とします。
- 「夜間」とは、夕方17：15から翌朝8：30までとします。
- 「協力要請により下請けとして協力した実績」とは、岐阜県から「岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務」を直接請負った者（元請負人）が岐阜県に提出した施工体系図に、下請負人として記載された者であって、かつ元請負人から依頼され、当該作業を行った場合に該当します。
- 「協力要請により下請けとして協力した実績」とは、2次下請け以降も対象となります。
- 災害協定に基づく「休日又は夜間」の作業は、加点の対象となりません。
- 岐阜県と共同企業体が契約している場合は、実業務を行った構成員を加点の対象とします。

<確認書類>

- 次の2つの書類により確認します。
- ①岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務の契約書又は下請負人届の写し
- ②休日又は夜間の維持管理業務の委託完了報告書（河川の場合）、維持管理業務の完了報告書（砂防等の場合）の写し（作業指示書を含む、作業写真は2枚程度、下請け又はJV構成員としての作業の場合は、元請人又は代表構成員による証明）

(10) 新分野活動 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績	実績あり	1.0
	(岐阜県内での活動に限る)	実績なし	0

<留意事項>

- 「直近2か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度以内を指します。

(例：入札公告日が令和7年度の場合、令和5年度から令和6年度（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）とします。)

- 「新分野」とは、総務省が定める日本標準産業分類の建設業以外の大分類の事業とする。ただし、次に該当するものを除く。

1) 建設業に関連する資材等の販売、製造、運送及び不動産に関する事業（ただし、下記「3）」及び「4）」を除く）

- 2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業等に該当するもの。

日本標準産業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

○「活動」とは、次の場合に該当します。

- 1) 岐阜県内に主たる営業所を有する会社（個人事業主を含む）が新分野に進出している場合で、次のいずれかに該当する者。
 - a) 直近 2 か年度の新分野活動に伴う支出の合計が 200 万円以上である者
 - b) 直近 2 か年度に新分野活動の実績があり、かつ新分野活動のために購入した固定資産（稼働しているもの）の期末残高が、直近の決算期において 500 万円以上ある者
- 2) 岐阜県内に新たに会社（商業登記簿上の「本店」）又は事業協同組合等（以下「新会社等」という。）を設立して新分野に進出、活動している場合（共同出資による設立を含む）で、次のいずれかに該当する者
 - a) 新会社等の直近 2 か年度の新分野活動に伴う支出の合計が 200 万円以上である者
 - b) 直近 2 か年度に新分野活動の実績があり、かつ新分野活動のために購入した固定資産（稼働しているもの）の期末残高が、直近の決算期において 500 万円以上ある者
- 3) 直近 2 か年度に「地方の元気再生事業」（内閣府）、「建設業と地域の元気回復助成事業」（国土交通省）など地方自治体と協働のうえ、新分野活動に取り組んでいる者
- 4) 上記のほか、発注機関の長が、1) ～ 3) と同等と認めた者

○岐阜県内での活動に限ります。

< 確認書類 >

- 1) の a) については次の①②③④
- 1) の b) については次の①②③⑤
- 2) の a) については次の①②③④⑥⑦
- 2) の b) については次の①②③⑤⑥⑦
- 3) の「地方の元気再生事業」（内閣府）、「建設業と地域の元気回復助成事業」（国土交通省）については、確認資料は必要ありません
- 4) については、発注機関から必要に応じて確認書類を依頼します
 - ①新分野活動申告書（別記様式）
 - ②事業概要書（別記様式）
 - ③新分野活動が確認できる書類（新分野に進出した日及び活動状況の分かる資料）
 - ・定款
 - ・株主総会等の議事録の写し
 - ・企業紹介パンフレット
 - ・新分野の活動が客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌等）
 - ・その他新分野へ進出、活動していることが確認できる書類

④ 200万円以上支出したことを証明する書類の写し（事業概要書に記載した内容が確認できる書類）

- ・契約書及び領収書（もしくは振込通知書）
- ・決算書（決算の終期が直近2か年度以内であるもの）
- ・その他現金出納帳など支出が確認できるもの

⑤固定資産の期末残高が分かる資料

- ・法人の場合：法人税申告書の別表16の写し等
- ・個人の場合：所得税申告書の収支内訳書の写し等

⑥新分野活動会社の商業登記簿謄本の写し

⑦新分野活動会社への出資状況が確認できるもの（③新分野活動が確認できる書類（新分野に進出した日及び活動状況の分かる資料）のいずれかで兼ねることも可）

○入札公告日の属する年度と同一年度に審査済みの証明を受けている場合は、①②の写し（証明付き）のみでも可とします（ただし、発注機関と同一の機関が証明したものに限りです。〇〇土木事務所で発行した証明の申告書を××土木事務所で使用することはできません）

(11) 県内企業の活用率 全工種に適用（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業の活用	当該工事の県内企業の活用 <u>金額</u> <u>率</u> （元請及び1次下請）	県内企業活用金額率90%以上	1.0
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

<留意事項>

○「県内企業」とは、岐阜県内に本店（建設業法上の主たる営業所）を有する企業とします。

○県内企業活用金額率は、下記の式により算出します。

$$\text{県内企業活用金額率} = \frac{\text{県内元請金額（最終）} + \text{県内1次下請金額（最終）}}{\text{最終契約金額}}$$

ここで、県内元請金額（最終）は次のとおりとします。

- ・元請企業が県外企業の場合は0
- ・元請企業が県内企業の場合は
（最終契約金額 － 1次下請金額（最終））
- ・元請企業が県内企業と県外企業のJV場合は
（最終契約金額 － 1次下請負金額（最終））×県内企業の出資比率
- ・1次下請金額（最終）は、下請負人届に記載された金額（最終）

○受注者が入札時に「県内企業活用金額率 90%以上」又は「県内企業活用金額率 50%

以上 90%未満」と申告している場合、完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止 及び 工事成績評定点の減点を行います。

技術提案型の場合は、入札参加資格停止 及び 工事成績評定点の減点を行うとともに入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

新分野活動申告書

令和 年 月 日

岐阜県知事 宛

住 所
商業又は名称
代 表 者 氏 名

新分野活動につきまして、次のとおり申告します。
なお、この事業概要書の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

進出、活動している業種				
新分野の事業分野 (日本標準産業分類による)		大 分 類	中 分 類	小 分 類
新 会 社 設 立 の 場 合	法人の名称			
	所在地			
	代表者名			
	従業員数	名	資本金	千円
新分野に進出した年月日		年 月 日		
支出金額・固定資産残高		円		
提出書類		①事業概要書(別紙様式1-2) ②新分野に進出した日及び活動が確認できる資料 ③200万円以上支出したことを証明する書類(写し) ④固定資産の期末残高がわかる書類 ⑤新分野活動会社の商業登記簿謄本の写し ⑥新分野活動会社への出資状況が確認できるもの		

注1 添付資料①、②は必須、③、④は該当するものについて提出してください。
また、⑤、⑥は、新法人設立及び共同出資の場合に提出してください。
2 「支出金額・固定資産残高」欄の額は、事業概要書に記載する総額と一致します

令和 年度の入札公告案件において、上記新分野活動の審査を行い、評価したことを証明します。証明の有効期限は令和 年度末までとします。(工事番号：)
令和 年 月 日 (発注者)

事業概要書

1. 新分野活動の内容

進出、活動している事業名	
新分野進出の手法	①自らの会社における新分野進出 ②新会社を設立し、新分野進出 ③共同出資で新会社を設立し、新分野進出
事業の概要 (事業目的、内容、規模、 雇用の状況が分かるよう に記載)	

2. 支出状況 (※「審査基準日の直近2か年度」の支出状況を記入してください)

	支出時期	支出内容	金額 (千円)
設立資金・ 設備資金・ 運転資金等			
合 計			千円

3. 固定資産の期末残高 (決算日：令和 年 月 日)

固定資産の名称	取得年	取得価格	耐用年数	期末残高 (千円)
合 計				千円

